

## 平成31年 第3回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年3月5日(火) 午前9時00分～午前10時06分

2. 開催場所 白石町総合センター2階 集団指導室

3. 出席委員 (30人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員
24番 山口八州男 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員
35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員 (6人)

20番 小柳眞佐美 委員	23番 小野愛子 委員	25番 田口千津子 委員
28番 光武直広 委員	33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 平成31年白石町農用地利用集積計画(3号)の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第3回農業委員会総会の日時及び場所

(2) 農地パトロールの結果報告について

(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	淵上悦子				

## 7. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成31年第3回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日、第3回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、20番小柳眞佐美委員、23番小野愛子委員、25番田口千津子委員、28番光武直広委員、33番中村康則委員、34番溝口修一郎委員から欠席の届けがっております。只今の出席委員は36名中30名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、4番の津田保委員、5番の井上保博委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### ＝議案番号第47号～第48号＝

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第47号、議案番号第48号を一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第47号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字遠江字遠江捌〇〇番、田1,369㎡です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地、八の割の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんです。

耕作面積は、田10,265㎡、畑235㎡、計10,500㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人の要望です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は1ページをご覧ください。

事務局長 議案番号第 48 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字築切字卯兵エ捌〇〇番、田の 1,306 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字築切〇〇番地、八の割の〇〇さんです。

耕作面積は、田 45,653 m<sup>2</sup>、畑 624 m<sup>2</sup>、計 46,277 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人の要望です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 20 日に、事務局と現地確認を行いました。図面の 1 ページ・2 ページを見ていただけるとわかりますように、〇〇家、〇〇家の農地は、それぞれ相手の農地と隣接しています。今回の申請は両家の農地の集約化の為の申請です。〇〇さんと〇〇さんの農地の交換を考えましたが、〇〇さんは経営移譲し農業者年金を受給者されている為、息子の〇〇さんを譲受人として申請しています。〇〇家は、米・麦を中心に、約 1ha の規模で営農されています。〇〇家は、現在、米・麦・大豆・玉葱・レタスを中心に、約 4.5ha の規模で営農されています。申請地については両家とも、これまで同様、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、申請の所有権移転については、問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。まず、議案番号第 47 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 47 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 次に議案番号第 48 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 48 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 49 号 =

議長 続きまして、議案番号第 49 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 49 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字八平字新開〇〇番、〇〇番、〇〇番、畑の 12,835 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、佐賀市八丁畷町〇番〇号、公益社団法人〇〇 理事長〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。

耕作面積は、田 6,981 m<sup>2</sup>、畑 27,408 m<sup>2</sup>、計 34,389 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由としまして、平成 21 年 11 月 5 日の農業委員会総会において〇〇に売渡された農地を買受予定者の〇〇さんが売買金額を払い終え買い受けるものです。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は 3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 20 日に、事務局と現地確認を行いました。事務局より説明がありましたとおり、申請地は平成 21 年 11 月の総会にて〇〇に売り渡された農地を譲受人が 10 年間で売買金額を払い込みましたので買い受けるという申請です。譲受人は蓮根を約 3.4ha の規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕

作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 49 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 49 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

**= 議案番号第 50 号 =**

議長 続きまして、議案番号第 50 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 50 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字築切字二本杉〇〇番、〇〇番、田 483 m<sup>2</sup>、畑 140 m<sup>2</sup>、計 623 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、福岡県北九州市門司区吉志新町〇丁目〇番〇号、福岡県の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さんです。

耕作面積は、田 20,150 m<sup>2</sup>、畑 328 m<sup>2</sup>、計 20,478 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人の要望です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として2月27日に、事務局と現地確認を行いました。譲渡人は県外に居住されているため、宅地も含め農地の管理が困難であることから、所有権の移転を希望されていました。譲受人は認定新規就農者として、米・蓮根・キャベツを中心に約2haの農地を耕作されておられ、今回は、隣接する譲渡人所有の宅地も併せて買い受けられるとのこと。今後も周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。  
〇〇さんは横手に農地を借りておられるがその農地はどうするのでしょうか。

事務局 譲受人の〇〇さんは位置図の5ページにあります申請地の隣の宅地に転居されますが、営農については変更するとは聞いておりません。

○番 わかりました。

議長 他に、何か質疑ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第50号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第51号＝

議長 続きまして、2.「農地法第4条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第51号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第4条の規定による許可申請について。  
議案番号第51号。  
申請農地の表示。大字堤字牛田〇〇番、田23㎡。〇〇番、畑326㎡。計349㎡です。

申請者は、白石町大字堤〇〇番地、三町北の〇〇さんです。

転用目的は、宅地進入路、農業用倉庫、庭となっております。

転用の事由としまして、平成3年頃から宅地進入路、庭として利用し、平成10年頃から農業用倉庫の一部として利用していた。今後も、宅地進入路、農業用倉庫、庭として利用したいというものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、宅地進入路 297.00 m<sup>2</sup>、農業用倉庫 140.00 m<sup>2</sup>、庭 30.00 m<sup>2</sup>、宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田・宅地、西側が道路、南側が畑・田・宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番の農振除外が平成26年12月4日に見直しで、〇〇番が平成10年4月3日に一般で決定公告がされています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては6ページから7ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として2月28日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、宅地進入路、農業用倉庫、庭の整備を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接宅地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては充分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第51号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 51 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 52 号＝

議長 続きまして議案番号第 52 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 52 号。

申請農地の表示。大字福富字緑郷〇〇番、畑 14 m<sup>2</sup>。〇〇番、田 3.99 m<sup>2</sup>。〇〇番、田 97 m<sup>2</sup>。計 114.99 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地、下区の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、宅地進入路、農業用資材置場、農業用機械駐停車場となっております。

転用の事由は、〇〇番については昭和 62 年頃から農業用倉庫の一部として、〇〇番については平成 4 年頃から宅地進入路の一部として、〇〇番については平成 29 年 5 月頃から農業用資材置場、農業用機械駐停車場として利用していたというものです。始末書の提出があっています。

事業または施設の概要は、農業用車庫 240.00 m<sup>2</sup>、宅地進入路 3.99 m<sup>2</sup>、農業用資材置場、及び農業用機械駐停車場 80.00 m<sup>2</sup>、通路・その他 17.00 m<sup>2</sup>です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田・水路、西側が宅地・田、南側が宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番は農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで、〇〇番は平成 30 年 10 月 11 日に一般で、〇〇番は平成 29 年 5 月 11 日、平成 30 年 1 月 5 日に軽微により決定公告されています。

〇〇番、〇〇番については、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）。〇〇番については、農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 8 ページから 9 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として2月28日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は農業用資材置場、農業用機械駐停車場、農業用倉庫、宅地進入路を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては充分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第52号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第53号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第53号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第53号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。白石町大字福富字六本柳〇〇番、畑169㎡。〇〇番、宅地348.1㎡。計517.1㎡です。

譲渡人は、佐賀市若宮〇丁目〇番〇号、〇〇さん。譲受人は大町町大字福母〇〇番地、株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。

転用目的は、建売分譲住宅1区画です。

転用の事由としまして、〇〇番については現況が畑であり、今後は耕作される予定がなく、近隣に影響を与える農地もないことから建売分譲住宅を建築し利用したいというものです。

事業または施設の概要は、建売住宅96.00㎡、通路・その他421.10㎡です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地、北側は水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が昭和 52 年 9 月 17 日に見直しにより決定公告されております。

農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地で、許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

本件を担当している○番の〇〇委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書を預かっておりますので、代読させていただきます。

地元農業委員として 3 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人である株式会社〇〇は不動産業を営んでおられ、今回申請地を購入し、建売分譲住宅 1 区画を整備される計画です。図面の 10 ページにありますとおり、申請地は周辺に住宅が立ち並ぶ狭小な農地であり、周辺農地への影響もなく、区長・生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。

今回の申請に宅地が入っていますが、なぜ入っているのでしょうか。

事務局 申請している宅地の現況が畑のようになっておりました。県と協議した結果、宅地も併せて申請したほうが良いということでしたのでこのような申請となりました。

○番 わかりました。

議長 他に、何か質疑ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 53 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 53 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 54 号 =

議長 議案番号第 54 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 54 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字築切字二本杉〇〇番、田 150 m<sup>2</sup>。〇〇番、田 486 m<sup>2</sup>。計 636 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、福岡県北九州市門司区吉志新町〇丁目〇番〇号、〇〇さん。譲受人は、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、進入路、駐車場となっております。

転用の事由としまして、隣接する宅地に居住し新規就農者として農業経営拡大を図りたいと考えている。そのためにも農作業をする上で必要な農業用倉庫、駐車場、進入路を整備して利用したいとのこと。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 141.37 m<sup>2</sup>、駐車場 80.00 m<sup>2</sup>、通路・その他 414.63 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地・田、南側が田、北側は宅地・道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が昭和 53 年 6 月 12 日に見直しにより決定公告されております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として2月27日に事務局と現地確認を行いました。認定新規就農者である譲受人は、申請地並びに隣接する宅地そして申請地西側の田畑も併せて譲受人から買い受け、農業経営拡大を図りたいとしています。今回の申請は、農作業をする上で必要な農業用倉庫と駐車場、進入路の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区長・生産組合長並びに隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第54号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第54号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第55号＝

議長 続きまして、議案番号第55号、4.「平成31年白石町農用地利用集積計画(3号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第55号。

平成31年白石町農用地利用集積計画(3号)の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は5件となっております。

整理番号1番、買い手は新拓4号の〇〇さん。売り手は新明2Aの〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の1筆で4,722㎡。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成31年3月6日、支払期限は平成31年3月29日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は105,465㎡。認定農業者です。

整理番号2番、買い手は新拓4号の〇〇さん。売り手は新明2Aの〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の1筆で4,707㎡です。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成31年3月6日、支払期限は平成31年3月29日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。取得後の経営面積は105,465㎡。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は東区の〇〇さん。売り手は小城市の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字興福四区〇〇番、〇〇番。田の 1 筆で 3,339 m<sup>2</sup>、畑の 1 筆で 340 m<sup>2</sup>です。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 31 年 3 月 6 日、支払期限は平成 31 年 6 月 28 日。10a 当たりの対価は、田が〇〇円、畑が〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 29,398 m<sup>2</sup>です。

整理番号 4 番、買い手は東区の〇〇さん。売り手は東六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の 1 筆で 5,081 m<sup>2</sup>。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は平成 31 年 3 月 6 日、支払期限は平成 31 年 3 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 68,763 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 5 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は福岡県の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字大福〇〇番、田の 1 筆で 415 m<sup>2</sup>。利用目的は米、麦。所有権の移転時期は平成 31 年 3 月 6 日、支払期限は平成 31 年 3 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 120,267 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 5 ページにかけて 64 件、6 ページから 11 ページにかけて農地中間管理機構への利用権設定関係が 45 件、合わせまして 109 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 109 件、使用貸借権設定が 0 件となっております。そのうち新規が 68 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 57 件で、再設定は 41 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 45 件です。今回の利用権の総面積は 762,393 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 4 件、個人によるものが 60 件、農地中間管理機構によるものが 45 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 14 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、109 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 55 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 55 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございます。○番○○委員については、該当の整理番号で発言を控えていただきます。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 55 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 55 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 56 号～第 65 号＝

議長 つづきまして、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 56 号から議案番号第 65 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 56 号。申し出農地の表示。大字廿治字江越○○番、田の 3,483 m<sup>2</sup>。○○番、田の 3,652 m<sup>2</sup>。○○番、田の 1,698 m<sup>2</sup>。○○番、田の 1,908 m<sup>2</sup>。○○番、田の 2,100 m<sup>2</sup>。○○番、田の 3,231 m<sup>2</sup>。○○番、田の 2,370 m<sup>2</sup>。計 18,442 m<sup>2</sup>。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字廿治○○番地、江越の○○さんです。申請理由は後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 57 号。申し出農地の表示。大字遠江字谷籠○○番、田の 1,903 m<sup>2</sup>。大字遠江字満江搦○○番、田の 3,881 m<sup>2</sup>。大字新拓○○番、田の 1,277 m<sup>2</sup>。大字牛屋字平五左エ門搦○○番、田の 979 m<sup>2</sup>。計 8,040 m<sup>2</sup>。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福田○○番地、五反田の○○さんです。申請理由は高齢による農地の処分です。議案の位置図は、15 ページから 18 ページをご覧ください。

議案番号第 58 号。申し出農地の表示。大字新拓○○番、田の 4,554 m<sup>2</sup>。農振農用地区

域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の〇〇さんです。申請理由は離農による農地の処分です。議案の位置図は、19ページをご覧ください。

議案番号第59号。申し出農地の表示。大字福富字三番搦〇〇番、田の3,377㎡。〇〇番、田の2,020㎡。〇〇番、田の466㎡。計5,863㎡。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。申請理由は経営規模縮小のための農地の処分です。議案の位置図は、20ページをご覧ください。

議案番号第60号。申し出農地の表示。大字福富字南観音〇〇番、田の4,659㎡。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。申請理由は経営規模縮小のための農地の処分です。議案の位置図は、21ページをご覧ください。

議案番号第61号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の4,913㎡。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、22ページをご覧ください。

議案番号第62号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の1,502㎡。〇〇番、田の3,019㎡。〇〇番、田の3,929㎡。計8,450㎡。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、離農による農地の処分です。議案の位置図は、23ページをご覧ください。

議案番号第63号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の5,175㎡。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、24ページをご覧ください。

議案番号第64号。申し出農地の表示。大字坂田字一本杉〇〇番、田の900㎡。〇〇番、田の969㎡。計1,869㎡です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、共栄の〇〇さんです。申請理由は高齢・後継者無しによる農地の処分です。議案の位置図は、25ページをご覧ください。

議案番号第65号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の2,954㎡。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明4Aの〇〇さんです。申請理由はその他の農地の処分です。議案の位置図は、26ページをご覧ください。

以上、議案番号第56号から議案番号第65号まで10件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第56号から議案番号第65号まで、事務局の説明が終わりました。  
何か質疑ご意見ございませんか。

〇番 〇番の〇〇です。

議案番号第 56 号の申し出農地の中で、大字廿治字江越〇〇番が入っていないのはどうしてでしょうか。

事務局 大字廿治字江越〇〇番については、抵当権が設定されていたので、抵当権抹消手続きが完了された後、申請される予定です。

〇番 わかりました。

議長 他に、何か質疑ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。  
議案番号第 56 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 57 号。

〇番 遠江字谷籠〇〇番と遠江字満江搦〇〇番、新拓〇〇番については、〇番と〇番委員で、牛屋字平五左エ門搦〇〇番については〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 58 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 59 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 60 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 61 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 62 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 63 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 64 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 65 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 56 号は○番○○委員と○番○○委員、57 号は○番○○委員と○番○○委員、○番○○委員と○番○○委員、58 号は○番○○委員と○番○○委員、59 号は○番○○委員と○番○○委員、60 号は○番○○委員と○番○○委員、61 号・62 号・63 号は○番○○委員と○番○○委員、64 号は○番○○委員と○番○○委員、65 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 56 号は○○、57 号は○○、58 号は○○、59 号は○○、60 号は○○、61 号は○○、62 号は○○、63 号は○○、64 号は○○、65 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第3回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農地パトロールの結果報告について
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時06分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員